土壌改良材／有機JAS表A.1適合資材

OMJ 有機JAS資材評価協議会
JASOM-220508

緑の堆肥®

40L 充填時容量

「緑の堆肥」は株式会社ホーネンアグリの登録商標です。

特　長

物理性　土を軽く、フカフカに

土壌の通気性、透水性を改善し、植物の根張りが良くなります。

生物性　有効微生物が豊富

有機物の分解や土壌の団粒形成を担う微生物が豊富です。

化学性　あつかいやすく、安心

生産から品質管理まで自社で一貫して行い、発酵・腐熟の程度が良好。
住宅地や庭先、ハウス内でも安心してお使いいただけます。

微生物性【分析例】

種類	菌数（個/乾物1g）	実験方法及び培地＊
細菌	1.2×10^{9}	エッグアルブミン培地
バチルス菌	3.9×10^{7}	普通寒天培地
放線菌	8.2×10^{6}	エッグアルブミン培地
糸状菌	8.0×10^{4}	ローズベンガル培地

＊生菌数は上記培地による希釈平板法により計数。

ご注意　※必ずご使用前にお読みください。

●本製品は微生物と有機物を豊富に含むため、高温になると品質に問題が発生する恐れがあります。絶対に高温環境では保管しないでください。

●本製品は食べ物ではありません。人やペットが誤って食べないようにご注意ください。
●空き袋をかぶると窒息等の危険があります。空き袋は適切に管理・保管、または処理してください。
●ご使用の際には目に入ったり吸い込んだりしないようにご注意ください。
●荷崩れによる事故の恐れがあるので、安全に配慮して保管してください。
●雨や直射日光・高温を避け、乾燥した場所に保管してください。
●除草剤とは混用しないでください。
●開封後はお早めにご使用ください。
●ご使用に際しては、手袋やシャベルをお使いください。
●防除等は、慣例・地域の基準等にしたがって適切に行ってください。
●製品についてご不明の点は、もよりの販売店にご相談ください。
●有機物ですので、環境・天候・圃場の状態などによってキノコやカビが発生する場合があります。

ご使用方法　※使用方法で不明な点は、もよりの販売店にお問い合わせください。

●プランター等では容積で10～30%を混合し、充分に撹拌してください。
●普通畑・ハウス等では、10aあたり約2000リットル程度が目安です。
●乾燥すると風で飛散しやすくなるので、開封後は速やかに混和してください。
●土の状態を見て、使用量を適宜調整してください。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称　有機5号
肥料の種類　堆肥
届出をした都道府県　新潟県（第530号）

表示者の氏名又は名称及び住所
株式会社　ホーネンアグリ
新潟県長岡市飯塚1986番地

正味重量　13kg（40L）
生産した年月　欄外に記載

（原料）木質残さ、草、もみがら、おから、（米ぬか）、（食品残さ）
備考：1.生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2.腐熟を促進するために微生物資材等を使用したものである。
3.（ ）内の原料は原料事情等により使用しないことがある。

主成分の含有量等
窒素全量　0.9%
りん酸全量　0.5%未満
加里全量　0.5%未満
炭素窒素比　23

製造　株式会社 ホーネンアグリ®
本社・工場　〒949-5414　新潟県長岡市飯塚1986番地
TEL.0258-92-3890（代）　FAX.0258-92-3350

有機JAS資材リスト登録証
（書類審査）

登録番号　JASOM-220508

登　録　日　2022年5月30日

登録資材名　緑の堆肥

申　請　者　名　株式会社ホーネンアグリ

申請者所在地　新潟県長岡市飯塚1986番地

登録有効期限　2029年5月28日

適合判断基準　有機農産物の日本農林規格　表A.1　植物及びその残さ由来の資材・発酵した食品廃棄物由来の資材

農林物質の規格化等に関する法律に定める有機農産物の生産において使用が認められた資材等であることの登録申請に基づいて、資材内容について書類審査を行った結果、有機JAS附属書等に適合したものであることを確認しました。

注意事項

1. 必要書類の提出・確認後に上記資材の包材に有機JAS資材評価協議会のロゴマークを使用することができる。
2. 上記資材等は申請時の原料・製造工程等内容に変更が生じた場合は、直ちに有機JAS資材評価協議会に報告し、確認を受けること。
3. 農林水産省が不許可資材とした場合は、それに従うこと。
4. 用途・使用目的を明記し、明記された用途・使用目的に限り使用すること。
5. 登録された内容について、毎年一回以上確認を受けること。
6. 有機農産物のJAS 表A.1に該当する資材については、放射性物質の基準への適合は申請者の自己責任にて確認すること。
7. 有機農産物のJAS 表A.1 に該当する資材のうち、輸入原材料を使用するものについては、燻蒸処理の有無の確認は、申請者の自己責任にて確認すること。
8. 本リストの登録有効期限を更新する際は、有効期限の6カ月前までに更新申請書を提出し更新審査を受けること。

一般社団法人有機JAS資材評価協議会

代表理事　島﨑　眞人